

こどもの安心・安全対策支援事業補助金の概要

事業名	補助対象経費	補助対象施設 (認可外保育施設)	補助基準額 ・補助率	備考
睡眠中の事故防止対策支援事業	睡眠中の事故防止対策事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費等 例：ベビーモニター、午睡チェックセンサー	認可外保育施設としての届出を行っている施設（居宅訪問型及びへき地保育所は除く）	1施設当たり50万円 補助率：3/4	・証明園である必要はない ・企業主導型保育施設も補助対象となる ・補助を受けた後、<u>10年間は同事業の補助金を受けることができない</u>
ICTを活用した子どもの見守り支援事業	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要なシステム等の導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等 例：迷子防止のためのGPSタグ、防犯ブザー	認可外保育施設としての届出を行っている施設（居宅訪問型及びへき地保育所は除く）	1施設当たり20万円 補助率：3/4	・証明園である必要はない ・企業主導型保育施設も補助対象となる ・補助を受けた後、<u>10年間は同事業の補助金を受けることができない</u>
こどもの性被害防止対策支援事業	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費 例：パーテーション、簡易更衣室、防犯カメラ	認可外保育施設としての届出を行っている施設（居宅訪問型（ 個人 のベビーシッター）及びへき地保育所は除く）	1施設当たり10万円 補助率：3/4	・証明園である必要はない ・企業主導型保育施設も補助対象となる ・補助を受けた後、<u>10年間は同事業の補助金を受けることができない</u>
保育所等におけるICT化推進事業	保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等 例：パソコン、タブレット、Wi-Fiルーター	認可外保育施設としての届出を行っている施設（居宅訪問型及びへき地保育所は除く）	1施設当たり20万円 補助率：3/4	・証明園である必要はない ・企業主導型保育施設も補助対象となる ・市町村が実施するICT化推進等事業との併用はできない ・1施設1回に限り補助